



令和 7年 4月

津市立西が丘小学校

# 学校における薬の使用に関するおねがい

「学校における薬品管理マニュアル 令和4年度改訂」より

## お子さまの健康安全及び事故防止のため、薬の使用は原則ご家庭でお願いします。

やむをえず学校で薬を使用しなければならない場合は、下記の通りをお願いします。

### ① 自己管理できる場合



保護者の責任のもと、**原則お子さまが自分で保管し、自分で飲んだり、目薬をさしたりしてください。**

※必ずお子さまと一緒に使用方法を確認してください。



#### 連絡帳の内容

- ・日付
- ・時間
- ・薬品名
- ・分量
- ・使用方法など



### ② 声かけ・見守りが必要な場合

**連絡帳や「くすりの連絡」(裏面参照)でお知らせください。**

※聞きまちがいを防ぐため、文面をお願いします。



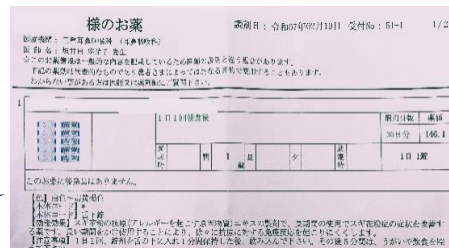
**トローチはここに該当します!**  
※誤嚥の危険があるため、見守りが必要です。



### ③ 介助・預かりが必要な場合

- ・連絡帳や「くすりの連絡」(裏面参照)でお知らせください。
- ・**医師の指示が確認できるもの**を持たせてください。

介助の例：点眼の際に手を支える。粉薬を口へ入れる際に補助する。



## 《注意事項》

(例) 薬剤情報提供書など

- ・薬を持たせる場合は、その日学校で使用する量を持たせ、記名してください。
- ・保護者の方が薬を学校へ持ってきていただく場合は、一度職員室へお声かけいただき、その後、お子さま本人に直接お渡しください。
- ・文面での連絡や必要な書類の提出がない場合は、①の対応とさせていただきます。ご了承ください。
- ・新たにアレルギーやてんかんなどに使用する緊急時の医薬品が必要になった場合は、ご連絡ください。

## 《その他》

### ● トローチについて

医師から処方され、学校時間内に使用する指示がでた場合、学校での使用の際は誤嚥の危険があるため教職員が見守ります。

### ● 塩分タブレットについて

口の中に残るもので誤嚥の危険があることや医薬品ではないことから、持ってくることはできません。(規則正しい生活や水分補給を熱中症予防の基本とし、気温や個人の体調等を考慮して必要であればスポーツドリンクを持参するようにお願いします。)

### ● のど飴について

口の中に残るもので誤嚥の危険があるため、持ってくることはできません。